

天津気候変動交渉

2010年10月4日－10月9日天津気候変動会議サマリー

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の下での長期的協力行動に関する特別作業部会第12回会合 (AWG-LCA 12) 及び京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会 第14回会合 (AWG-KP 14) が2010年10月4-9日、中国・天津に於いて開催された。政府関係、オブザーバー、政府間組織、報道関係を含む2,305名が同会合に参加した。今次会合は、カンクンに於いて2010年11月29日 -12月10日に開催される第16回締約国会議 (COP 16) 及び京都議定書第6回会合 (COP/MOP 6) 前の最後の特別作業部会 (AWG) であった。

AWG-LCAでは、2010年8月に配布された交渉テキスト (FCCC/AWG/LCA/2010/14) が検討された。同テキストは、バリ行動計画 (BAP) (決定書 1/CP.13) の主要局面、すなわち長期協力行動のための共有ビジョン、緩和、適応、資金および技術、ならびにキャパシティビルディングを包含している。今次会合では、特にバランスの実現を念頭に置いて、与えられた時間内に解決可能な課題を重点的に扱った。これらの課題について締約国は意見集約できる部分を見つけ、テキストの簡略化に努めて作業を行った。その成果は、テキスト素案と草案グループの進行役の覚え書であり、事務局がこれらを一本化した情報文書を作成した。AWG-LCA交渉テキストは今後もカンクン交渉のベースとなる。

AWG-KPでは、8月のAWG-KP13で締約国に紹介された、議長提案の素案 (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2) が検討された。この文書には特に、議定書3.9条に基づく議定書改正 (附属書I国のさらなる約束)、柔軟性メカニズム、および土地利用・土地利用変化・森林 (LULUCF) 等に関する幾つかの決定書が含まれている。締約国は、この文書に記載された選択肢の絞り込みに専念し、実質的な問題についての進展に努めた。カンクンでは、改訂された議長提案 (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.3) がさらに検討される。

UNFCCC及び京都議定書のこれまで

国際政治の気候変動対応は、1992年の気候変動に関する国連の枠組み条約 (UNFCCC) 採択に始まる。この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、大気中の温室効果ガス (GHG) の濃度安定化を目指す行動枠組みを規定したものである。UNFCCCは1994年3月21日に発効、現在194の締約国が加盟する。

1997年12月、日本の京都で開催された第3回締約国会議 (COP3) で、締約国はUNFCCCの議定書に合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標を達成することを約束した。これらの

国々はUNFCCCの下で附属書I締約国と呼ばれ、2008-2012年（第1約束期間）の期間中に6種類の温室効果ガス排出量を全体として1990年比5.2%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を担うことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在192カ国の締約国を有する。

2005年、カナダのモントリオールで京都議定書の締約国による第1回会合（COP/MOP 1）が開催され、議定書3.9条に基づき京都議定書に関する特別作業部会（AWG-KP）を設置し、少なくとも第1約束期間が終了する7年前までに、附属書I締約国のさらなる約束を検討することが義務付けられた。これに加えて、モントリオールのCOP 11では、「条約ダイアログ」と呼ばれるワークショップをCOP 13までに4回開催し、条約の下での長期的協力を検討することでも合意した。

バリ・ロードマップ：2007年12月、インドネシアのバリ島でCOP 13及びCOP/MOP 3が開催された。交渉の結果、バリ行動計画（BAP）が採択され、条約ダイアログで特定された、緩和、適応、資金、技術移転という長期的協力を係わる主要要素を重点的に扱うための特別作業部会（AWG-LCA）が設立された。また、バリ会議では、2年間の交渉プロセスとなる「バリ・ロードマップ」についても合意がなされ、条約と議定書の下に2つの「交渉トラック」が定められ、2009年12月にコペンハーゲンで開催されるCOP 15 及びCOP/MOP 5を交渉の最終期限と定めた。

バリからコペンハーゲンへ：2008年に両AWGは並行して4回の交渉会合を開催した。2008年4月がタイのバンコク、6月はドイツのボン、8月はガーナのアクラ、12月がポーランドのポズナニである。2009年にも両グループは数回の交渉会合を同時開催した。4月、6月、8月にドイツのボン、10月はタイのバンコク、11月はスペインのバルセロナ、12月はデンマークのコペンハーゲンである。

AWG-LCA：2009年上半期のAWG-LCAの作業は交渉テキストの原案づくりが中心となった。その結果、BAPの主要な要素をすべて網羅した約200頁にも及ぶ長文のテキスト案が作成されたが、その余りの長さには、各国の政府代表は、ノンペーパー、読解ガイド、表やマトリックス等の作成を開始し、交渉テキストのハンドリングを簡便化することに努めた。そうして出来上がった一連のノンペーパーは、会合報告書の付属書という形でコペンハーゲン会議へ送致された。コペンハーゲンに赴いた多くの参加者は、適応、技術、キャパシティビルディングといった問題についてはAWG-LCAにおいて満足のいく結果を出すことが出来たが、緩和と資金問題のある側面については「根深い対立」が残ったとの印象を持った。

AWG-KP：2009年にAWG-KPで焦点となったのは「数値」の問題。すなわち、議定書の第1約束期間が失効する2013年以降の附属書I国全体及び各国の排出削減量であった。また、柔軟性メカニズムや LULUCF、対応措置の潜在的な影響といった諸問題を含むAWG-KP作業計画のその他の問題についても討議された。議論は、議定書3.9条（附属書I国のさらなる約束）に基づく議定書改定のための諸提案やLULUCF、柔軟性メカニズムといったその他の問題に関するテキスト等を土台として行われた。多くの参加者の所感として、附属書I国全体および各国の排出削減目標については十分な進展が見られず、コペンハーゲン会議の成果として、京都議定書の改正か、2つのAWGの下で新たな単一合意のいずれにするべきかという問題を巡る先進国と途上国間の意見の食い違いも浮上した。

コペンハーゲン気候変動会議：2009年12月7-19日、デンマーク、コペンハーゲンに於いて国連気候変動会議が行われ、COP 15及びCOP/MOP 5、第31回補助機関会合（SBI及びSBSTA）ならびにAWG-KP 10 及

び AWG-LCA 8が開催された。また、12月16-18日には世界110ヶ国を超える首脳陣がCOP及びCOP/MOP合同ハイレベル会合に出席した。

会合中は透明性とプロセスをめぐる論争が目立った。特に “議長の友” と称される少人数制グループで作業すべきか、オープンなコンタクトグループで作業すべきかという問題で意見の違いが生じた。また、両AWGで行われた作業を反映させた2つのテキストを審議しようというデンマークのCOP議長案も締約国間の亀裂を招く結果となった。多くの締約国がAWGの中で締約国が作成したテキストだけを使うべきだと主張したため、デンマーク議長案は、多くの国から拒絶された。一方、ハイレベルセグメントでは、主要経済国と地域及びその他の交渉グループの代表者による非公式なグループ交渉が行われた。こうした交渉の結果、12月18日金曜深夜に政治合意 “コペンハーゲン・アコード” (Copenhagen Accord) が生まれた。

コペンハーゲン・アコードがこの小グループの承諾を受けた後、すべての締約国の代表者が再招集され、COP閉会プレナリーが行われた。この全体会合は約13時間も行われ、プロセスの透明性や、コペンハーゲン合意をCOPが採択するべきかという問題について議論が続けられた。将来の「より良い」合意をめざすための一歩として運用するべく、これをCOP 決定書として採択することに交渉グループの大半が支持を表明したが、一部の途上国からはコペンハーゲン合意は「不透明」かつ「非民主的」な交渉プロセスの中で合意されたものだとして反対の声があがった。最終的には、COPがコペンハーゲン合意に「留意」(take note) するという事で締約国の合意が得られ、コペンハーゲン合意を支持する国々のための同意手続きも定められた。2010年10月3日までに139ヶ国がコペンハーゲン合意への同意を示した。また、コペンハーゲン合意の下で同意された自国の排出削減目標やその他の緩和行動に関する情報提供を行った国は80ヶ国以上に上った。

コペンハーゲン気候変動会議の最終日には、AWG-LCA及びAWG-KPのマンデートを延長するという事でCOP及びCOP/MOPが合意し、メキシコ・カンクンに於いて開催されるCOP 16及びCOP/MOP 6にその成果を提示するよう各AWGに要請した。

ボン気候変動交渉 (2010年4月・6月): 2010年の交渉は、4月9-11日にドイツ・ボンに於いて開催されたAWG-LCA 9及びAWG-KP 11をもって再開となった。AWGがそれぞれ定められた役割を果たし、カンクンへ成果を報告できるようにするための2010年の作業構成及び作業方法が議論の中心となった。AWG-LCAでは、6月会合に向けたテキストの作成が議長に託された。AWG-KPでは、附属書I国全体と各国の排出削減目標ならびにその他の様々な問題について討議を続けることが合意された。

ボンでの議論は、5月31日 - 6月11日にも続けられた。AWG-LCA 10で焦点となったのは、議長の新たなテキスト素案だった。6月10日夜、AWG-LCA議長のMargaret Mukahanana-Sangarweが改訂テキスト素案の先行版を配布、AWG-LCA 11での検討が可能であると伝えた。いくつかの途上国は、先行版素案が “バランスを欠く” 内容であり、自国の見解が十分に反映されない限り8月の交渉のベースとして同テキストを使用すべきではないと主張した。これを改訂したテキストが7月に配布された。

AWG-KP 12では、附属書 I 国の排出削減や、柔軟性メカニズムやLULUCF等を含むその他の問題について重点的な議論が行われた。また、第1約束期間と次期約束期間の間の空白期 (ギャップ) を回避する

ための対策についても取り上げられ、これを実現するための法的対策案に関するペーパーの作成が事務局に要請された。

ボン気候変動交渉 (2010年8月): AWG-LCA 11では Mukahanana-Sangarwe議長が7月に配布したテキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8)が検討された。同テキストは、COP 16で成果を出すための予備交渉を円滑にすることを旨として作成された。AWG-KPでは引きつづき議定書の附属書I国の排出削減規模について検討が行われ、議定書の第1約束期間と次期約束期間の間 (2008年-2012年) のギャップ等に関する法的問題についての議論が行われた。さらに、LULUCF、柔軟性メカニズム、気候変動への対応措置の潜在的な影響についても取り上げられた。AWG-KPは、附属書I国のさらなる約束に関する議長案 (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2) を天津会合へ送致し、さらに討議することとした。

今次会合の報告

天津気候変動交渉は2010年10月4日午前開幕となった。天津の黄興国市長が歓迎の挨拶を行い、中国は循環型経済の発展に向けたモデル国家となるとし、今次会合は国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) とバリ行動計画を実施する中国の取り組みを示すものだと述べた。

UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は、多国間主義が“果てしない道なり”であるとの見方を避ける必要があると強調し、開発を進展させなくする気候変動のインパクトを回避するよう呼びかけた。また、カンクンの成果として、適応や技術移転の枠組み、キャパシティビルディング、資金メカニズムに、途上国の森林減少・森林劣化による排出量の削減 (REDD) に向けた準備終了への移行といった内容を盛り込んだCOPおよびCOP/MOPの一連の決定書を出すことができるだろうと述べた。また、これらの問題は、早期開始資金や京都議定書の将来、締約国がこれまで確約したコミットメントの明文化、長期資金、対応措置、長期的な作業の指針となる“公平性”の理解といった、デリケートな政治問題を明確にせずには前進させることはできないと強調した。

中国・戴秉国 (Dai Bingguo) 国務委員は、締約国が早期に法的拘束力を有する合意に関するコンセンサスに到達するよう呼びかけ、中国の緩和目標にスポットを当て、締約国にはUNFCCC枠組みを固守し、コペンハーゲン会議の成果に立脚してUNFCCCと京都議定書の実施を促進するよう示唆した。また、共通するが差異のある責任原則に則り、経済成長と貧困撲滅、気候保護とのバランスを図るよう提案した。

長期協力に関する特別作業部会 (AWG-LCA)

第12回AWG-LCA会合は2010年10月4日、Margaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ) 議長、Dan Reifsnyder (米国) 副議長、Teodora Obradovic-Grncarovska (旧ユーゴスラビア、マケドニア共和国) 連絡官の下で開会した。議題 (FCCC/AWGLCA/2010/12) および作業構成 (FCCC/AWGLCA/2010/2 and 13) の採択の後、COP 16への成果の準備に関する主要議題事項の討議に移った。

COP 16の成果準備: AWG-LCAでは、まる一週間にわたりCOP 16の成果準備の問題を取り上げ、交渉テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/14) の作業に専念した。事務局からは、文書 (FCCC/AWGLCA/2010/13-14; MISCs. 6-7) の紹介が行われた。

メキシコは、カンクンの準備会合として、気候資金に関する閣僚級の非公式対話; 2010年9月のニューヨークでの第65回国連総会と連動して行われた一連の活動; メキシコで9月に行われたCOP 16事前

会合として各国および先住民向けの国際技術ワークショップ等、今次会合までに行われた会合についての報告を行った。

スイスは、2010年9月2-3日、ジュネーブで開催された気候資金に関する閣僚級の非公式対話の成果について報告。新たな機構基金や民間部門の役割、資金構造、長期資金源といった4つの課題について議論が行われたことが報告された。

カンクンでバランスの取れた決定書一式を採択することには締約国から概ね支持を得た。イエメンは、途上国77ヶ国と中国グループ (G-77/中国)の立場から、AWG-LCAの作業はUNFCCCとBAPの原則と規定を踏まえて行うべきだと強調し、途上国について再定義したり、途上国間を差別化したりするべきではないと述べた。また、カンクンではBAPに則った交渉継続と項目について決定をし、2つの交渉トラック間のバランスを尊重しつつ、決定書が包括的で野心的な法的拘束力を有する成果という全体目標を危うくさせることのないよう担保するべきだと発言した。

コンゴ民主共和国は、アフリカン・グループの立場から、適応行動の強化を実施するための技術支援を行うための適応委員会および先進国によって評価済みの資金的貢献を受けるCOPの下での基金を含めた新メカニズムの構築を求めた。また、AWG-LCAでは、議定書の非締約国となっている附属書I国の野心レベルの強化、ならびに途上国の森林減少・森林劣化由来の排出量の削減、森林保全と持続可能な森林経営、森林炭素吸収源の強化 (REDD+) に焦点をあてるべきだと述べた。

グレナダは、小島嶼国連合 (AOSIS) の立場から、COP 16では、国際社会が明確な期限を守って法的拘束力を有する成果を出すことを示すべきだと述べた。また、常設適応機関および損失被害に対処するための国際メカニズムの構築; REDD+; キャパシティビルディングに関する決定書を提案した。緩和については、先進国の計測・報告・検証 (MRV) のために議定書に立脚するよう求め、途上国向けの国別報告書と温室効果ガス (GHG) インベントリの提出頻度に関する新たなルールの採用を提案した。資金については、新たな基金と監督機関の正式な発足を求めた。

レソトは、後発途上国 (LDCs) の立場から、LDCs向けにアクセスしやすい追加資金および資金の大幅増額を求めた。また、適応については、現在提案されている附属書I国の国内総生産 (GDP) の1.5%の適応向けの資金援助のうち70%はLDCsが受け取るべきだと主張した。

EUは、カンクンの全体的な目標は、気候2°C目標に沿って、野心的で包括的な法的拘束力を有する成果に向けて出来る限り前進することだと強調した。また、EUとして、制度的アレンジと併せて適応枠組みと技術メカニズムの発足に期待を寄せているとして、コペンハーゲン気候基金の創設に関する決定書と早期開始資金のための決定書が必要であると指摘した。さらに、EUが早期開始資金用に2010-2012年に年間24億ユーロの資金拠出を行うことを再確認した。

オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、現在までの実績の取り込み、今後の進展のための大まかな道筋、コペンハーゲン合意の実施による即時行動の活性化などを決定書に盛り込むべきだと述べ、MRVと国際協議分析 (ICA) がカンクンにおけるバランスのとれたパッケージに不可欠であると強調した。スイスは、環境十全性グループの立場から、AWG-LCAの進捗が重要だと指摘し、週末までに決定書草案の一式を揃えられるよう奮闘すべきであると強調した。

ベリーズは、中米統合機構 (SICA) の立場から、GHG排出量を2015年までにピークに達するようにさせるとの案を支持し、適応と資金についての進展を求めた。ベネズエラは、アメリカ人民のためのボリバル連合 (ALBA) 諸国の立場から、カンクンでは、京都議定書を強化・補強するような法的拘束力を伴う

文書を採択するべく、BAPの要素すべてについてバランス良く前進することを求めた。また、その文書では、すべての先進国を取り込むべきだと述べた。

エジプトは、アラブ・グループの立場から、同意の下にバランスのある合意に達することができるような課題に関する交渉に焦点を絞るという案を支持した。また、BAPは2つのAWGの下での交渉の土台となっており、カンクンの成果はUNFCCCと京都議定書の原則に沿った合意であるべきだと述べた。

チリは、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ペルー、ドミニカを代表して、バランスのとれた決定書パッケージは、“不明瞭で曖昧”であってはならないと言及した。

ICLEI－持続可能性をめざす自治体協議会は、特に緩和に関するテキストの中で、地方レベルで分権化された行動が言及されていないことに懸念を示した。国際商工会議所 (ICC) は、企業と産業NGO (BINGOs) を代表し、比較可能な長期的協力行動やGHGインベントリ方法論、各国の行動に関するMRVの検討などを提供する成果について優先順位をつけるよう求めた。気候行動ネットワーク (CAN) は、環境NGO (ENGOs) の立場から、カンクンに高い期待を寄せていると述べ、締約国に対しては“全てが合意されるまで何も合意されない”という状況を超えて前進するよう促した。また、COP 17で完了すべき法的拘束力をもつ協定に向けた明確なマンデートについて意見を集約させる必要があると指摘した。

フレンズ・オブ・ジ・アースは、環境NGOの立場から、UNFCCCのアーキテクチャーを“崩壊”させ、誓約ベースのアプローチにとってかえようとする試みがあると嘆き、途上国への交渉材料として気候ファイナンスを使うべきではないと述べた。グローバル・キャンペーン・フォー・アクションは、青年NGOの立場から、コペンハーゲンでの結果にもかかわらず、自分の国でさまざまな気候の影響を経験するようになって地球規模で気候を考える機運が高まっていると述べた。

国際農業生産者連盟 (IFAP) は、農業従事者のため、地域およびグローバルなレベルの食糧安全保障の確保；農業従事者の適応ニーズへの対応；交渉テキストに農業を盛り込むこと等が重要だと強調した。先住民の立場から、Tebtebbaは、国連先住民族の権利宣言 (UNDRIP) に則り先住民の権利を認識するよう求めた。気候正義のためのジェンダーCC-ウィミンは、ジェンダーNGOの立場から、持続可能な低炭素開発の重要性を強調した。

AWG-LCA コンタクトグループ： Mukahanana-Sangarwe議長は月曜にAWG-LCA 初回会合を開催し、AWG-LCA 11で設置された4つの草案グループの継続を提案した。すなわち、共有ビジョン部会 Anders Turesson進行役(スウェーデン)；適応部会 Kishan Kumarsingh進行役(トリニダード・トバゴ)；緩和部会 Richard Muyungi (タンザニア) およびAudun Rosland (ノルウェー) 共同進行役；資金・技術・キャパシティビルディング部会 Burhan Gafoor (シンガポール) および Maas Goote (オランダ) 進行役である。また、個別問題の対応にはスピンオフグループも設置する考えを示した。

水曜にはAWG-LCAのコンタクトグループ中間見直し会合が行われた。各草案グループの進行役は、グループの進展について報告した。AWG-LCA Mukahanana-Sangarwe議長は、経済移行国とその他特殊事情をかかえた国々に関する協議の内容を報告し、今後の前進可能なものはキャパシティビルディングやそうした国々の資金的なニーズに個別に対応した決定書づくりであり、これを反映した決定書草案を自ら作成すると述べた。

その後、Mukahanana-Sangarwe議長は、共有ビジョン、適応、緩和、資金、技術・キャパシティビルディングを含めた“カンクンの成果になりうる要素”に関するペーパーを紹介し、締約国にはカンクンで実現できるもの、またそうした目的の実現方法について概要を説明するよう求めた。

ペルーは、中南米諸国の立場から、カンクンのための重要な3つの成果は、AWG-LCAの法的拘束力の性格を有する成果を確認する法的文書についての決定書、“成熟した課題”についての実質的な決定書”および未決案件に対応する作業計画についての決定書になると述べた。日本は、バランスのとれた決定書の一式をつくるため、コペンハーゲン合意の要素を抽出することを求めた。オーストラリアは、バランスのとれたパッケージ要素についての進展は“釣り合いがとれていない”とし、緩和、MRV、ICAの進展も限定的だと述べた。

エジプトは、バンカー燃料や市場といった諸要素に関する結果は実現しにくいと述べた。パキスタンは、“排他的な協議”ではなく、締約国主導プロセスから諸要素を導くべきだと述べた。ベネズエラは、南アフリカとともに、AWG-KPでの成果なくしてバランスは実現できないと強調した。中国は、カンクンで実現できるものとして早期開始資金の重要性を強調し、資金分配を可能にする報告ガイドラインおよび運用面の諸要素が重要だと強調した。南アフリカは、カンクンの成果としては、法的拘束力を有する包括的合意の諸要素を特定する成果からなる法的形式についての全般的な決定書ならびにREDD+のように進展した分野の試験的实施または準備のための実質的な決定書の一式が考えられると述べ、パッケージの一部は、COP/MOPの下での決定書か、京都議定書附属書B改正の採択、または附属書I国の第2約束期間の約束を反映させることのいずれかを盛り込むべきだと述べた。

スイスは、環境十全性グループの立場から、BAP諸要素を反映させることが成果となるべきだと述べた。EUは緩和の約束および誓約といった問題をもっと進展させるべきだと主張した。グレナダは、AOSISの立場から、法的拘束力を有する合意は、京都議定書の第2約束期間とともに存在しなければならないとし、“カンクンは未来を危うくするものであってはならない”と述べた。

ツバルは、共有ビジョンに関するテキストの目的を明確にするよう求め、カンクンの成果は法的拘束力を有する合意に達するためのマンデートについて明記しなければならないと述べた。キューバは、共有ビジョンが長期目標を超えるものだと主張し、資金については、“長期的資金動員”という記載は“空っぽの概念”であるとし、BAPの新規で追加的で予測可能な資金源に関する規定についての文言をあらためて記載すべきであると主張した。ノルウェーは、緩和および関連するMRVをもっと進展させるよう求めた。

サウジアラビアは、“いいものを選んで抜き出す”というようなペーパーのアプローチはいけないと遺憾の意を示し、BAPの要素を反映しておらず、AWG-LCAの締約国主導のプロセスを強調した。ニュージーランドは、議長ペーパーで作業していくことに前向きであると表明し、新たなファンド設置やICAの細目といった項目で詰め作業が必要だと指摘した。また、カンクンは“最終決定”ではないとし、ブラジルは異なる問題の本質を捉えたシンプルな決定書を求めた。

米国は、ほとんどの問題に対処するような合意がすでに存在していると強調し、コペンハーゲン合意を踏まえた議論を求めた。また、緩和や透明性にはスピノフグループでの更なる議論が必要だと述べた。さらに、米国は、自国のコミットメントは国内法の動きに左右されるものではないと強調した。

共有ビジョン：本件はAnders Turesson（スウェーデン）が進行役を務める草案グループで交渉テキスト（FCCC/AWGLCA/2010/14）の関連部分をベースにして討議された。

共有ビジョンをどのように位置づけるべきか、その構成や内容を含めた議論が繰り返された。締約国は、グローバルな排出削減目標を盛り込んだ一つの共有ビジョンと記すか、あるいはBAPの要素それぞれに個別目標を記していくべきかという点を検討した。多くの途上国は、共有ビジョンのテキストの

中でBAPの要素すべてを包括的に扱うべきだと強調した。一部の締約国は、これらの問題について、特に原則とビジョンを盛り込んで、一般的に言及するテキストの方がいいと主張した。この点について合意に至ることができず、共有ビジョンのテキストでは、技術、資金、キャパシティビルディングおよび国際貿易のセクションについてシンプルに記載することを提案した。また、締約国は、共有ビジョンのコンテキストを設定するフレーミング・パラグラフを設けることを提案し、この点について案文を出した。

カンクンで実現することについては、長期目標が唯一合意可能な要素だと見なしてこれに特化する方がよいといくつかの締約国は主張した。また、他の懸案事項は来年にも解決可能であり、長期目標に向けてのプロセスについてカンクンで合意する可能性について指摘した。その他の締約国は、共有ビジョンの目的は条約の実施強化であるとし、したがってBAPの要素すべてがグローバルな目標に沿って対処されねばならないと強調した。

レビューについては、スコープ、内容および実施時期、ならびにレビューに基づいて行うべき行動を中心に議論がなされた。意見が対立した主要分野のひとつは、レビューのスコープであり、特に長期目標のレビューに限定するか、約束や目標達成のための行動もレビュー対象とするかが争点となった。レビュー内容については、現在の排出量、予想される排出傾向、経済状況および能力の進化、それらが締約国の条約の責任および義務に及ぼす影響、および先進国と途上国双方の約束と行動などを点検することが提案された。

草案グループの最終会合では、Turesson進行役が作成した4つの文書についての議論が行われた。第1の文書は、共有ビジョンの概要案が以下の通り盛り込まれていた。そこには、フレーミング・パラグラフや、原則および数値の表記を含むグローバルな長期目標； 適応、緩和、技術・資金・キャパシティビルディングの目標も含むBAP構成要素に関する共有ビジョン； その他の要素に関するセクションなどが盛り込まれている。第2の文書はレビューに関する内容を盛り込んだもので、スコープ； 算定に入れるべき要素； レビューを踏まえた行動； 手続きとスケジュールなどについて記載。第3および第4の文書は、交渉テキストにある共有ビジョンとレビューのセクションに関する一部パラグラフについての締約国の議論を反映させたテキスト案となっている。当初の意図は、AWG-LCAでの交渉を円滑にすすめるため、AWG-LCA議長に4文書すべてを送付する予定だったが、最初の2つの文書内容は合意に至らなかったため、結局それらをAWG-LCAには送付せず、グループ内の参照用として残すことになった。その後、パラグラフ再構成の事例案も記載したTuresson進行役の覚え書と共に、共有ビジョンおよびレビューに関するテキスト案を盛り込んだ他の2つの文書を送付することで合意がなされた。

緩和： 草案グループと “スピノフ” グループでは、丸一週間にわたって緩和に関する議論が行われた。議論の焦点は、緩和の各種要素に関するセクションを盛り込んだ交渉テキスト

(FCCC/AWG/LCA/2010/14)で、下記のBAP (決定書 1/CP.13)の主要なパラグラフを土台としたものである。

- 先進国の緩和 (BAP パラグラフ 1(b) (i))
- 途上国の緩和(1(b) (ii))
- REDD-プラス (1(b) (iii))
- 協力的なセクター別アプローチ及びセクター別の活動 (1(b) (iv))
- 緩和行動の費用対効果を高めるためのアプローチ (市場メカニズム) (1(b) (v))
- 対応措置の影響 (1(b) (vi))

参加者は交渉テキストについて詳細な議論を行ったが、緩和に関する問題それぞれについての議論は下記のようにまとめられる。

BAPサブパラグラフ 1(b) (i) (先進国の緩和): Richard Muyungi (タンザニア)が進行役を務める草案部会およびスピノフグループで議論が行われ、カンクンで合意可能な問題は何かが焦点となり、カンクンの決定書または決定書の一部を作成するための議論の組み立て方について主に議論された。また、議定書附属書I国以外の国々を含めた遵守制度や先進国による行動の比較可能性、成果の法的性格、附属書I国への卒業、カンクンでの採択に向けて検討されるべき一連の決定書の性格および内容、附属書I国の緩和の約束のためのフレームワークなど、会合前のAWG-LCA議長のシナリオノートで提案されているテーマの他にも議論すべき様々な問題が特定された。

また、カンクンの成果として反映すべき様々な要素についても焦点があてられた。すなわち、京都議定書の継続；取り組みの比較可能性；遵守；法的拘束力を有する合意に向けた意志などである。多くの締約国が、法的形式に予断されることなく、この意志が記載されている限りにおいて、カンクン決定書の中に先進国の誓約を“捕える”というアイデアを支持した。また、一部の国々が、そうした決定書には現在の誓約は不十分であるという事実を記載すべきだと述べた。記載すべき内容については、一部の締約国が、これは議定書の締約国ではない附属書I国に限定されるべきだと述べた。一方、すべての附属書I国を含めるべきだとの考えや、附属書I国と非附属書I国も含めたすべての国の誓約を記載すべきという考えもあった。“会合で議論される問題についての考察”が含まれた進行役作成の覚え書は締約国に紹介された。AWG-LCAの閉会プレナリーでは、いくつかの締約国が、タイトルに反対を唱え、覚え書は進行役の論点理解を喚起するものとなり、AWG-LCAに送付される。

サブパラグラフBAP 1(b) (ii) 途上国の緩和): この問題は Audun Rosland (ノルウェー)が進行役を務める草案部会およびスピノフ・グループで取り上げられた。論点となったのは、途上国向けの適切な各国の緩和行動 (NAMAs)；NAMAsのMRV；NAMAs実施支援に関するMRVである。

COP 16 決定書の一部になりうる要素と後の段階で検討しうる要素に関する実質的な議論必要性が検討され、この点について、カンクンの決定書パッケージとして、主要途上国の誓約を把握し、“約束”させるべきかという問題が議論された。また、一部締約国からは、行動に関する報告や対話を促進するシステムを強化し、運用細則については来年の合意へとつなげるという基本方針について合意を図るといふ案が提案された。

NAMAsのMRVについては、様々な提案があらためて表明された。つまり、支援付きの行動および自主行動を含めたすべての緩和行動の報告；国内的および国際的なMRVと支援行動に関するICA、および国内的MRVと自主的行動に関するICA；国内の報告と自主行動の検証、および国内の報告と支援付き行動の国際的な検証である。

登録簿/緩和メカニズムについては、機能面、特に途上国の支援付き行動および自主行動も含めたすべてのNAMAsを記録するために使用すべきかどうかという点に関し、意見の相違が残った。すべてのNAMAsを法的拘束力ある文書の付属書か添付文書の形に残し、登録簿には支援付きのNAMAsに限定して記録すべきだという意見もあれば、登録簿は支援付きのNAMAsと支援のMRVの記録だけに使用されるべきだとの意見もあった。また、いくつかの締約国が、登録簿は提案された行動と支援のマッチングのためのフォーラムとすべきだとの見解を示した。国別報告書がすべての種類の緩和行動を報告するための適切な場を提供しているかどうかという点についても議論があった。

支援の性格については、技術、資金、キャパシティビルディングの支援をこれに含めるべきだと数カ国が主張した。また、あらゆる追加義務については、合意された費用の全額が供与されねばならないとの意見が出された。

BAPサブパラグラフ 1(b) (iii) (REDD+): 同グループの議論はAudun Rosland (ノルウェー)が進行役を務めた。テキストにある選択肢の進め方に関する議論を受けて、Rosland進行役は8月に提出した締約国に新たな案文を発表するよう促した。生態系サービスを含めた森林問題へのより総合的な対応; 適応に貢献するREDD+の必要性; REDD+メカニズムが新たなオフセット制度をつくる懸念などが議論された。生態系サービス提供における森林の役割や適応における森林の重要性などを検討することに締約国は概ね歓迎の意を示した。また、一部の国々がこれらの問題に関するパラグラフ草案づくりを歓迎した。

いくつかの締約国は、REDD+関連のいかなる市場メカニズムにおいても環境十全性を維持することが重要だと強調した。また、一部締約国は、達成方法の決定がなければ森林減少を減らす数値目標は予期されないと強調し、グローバルな目標に言及しない方がいいという意見を出した。コンタクトグループの進展を記録するにあたり、Rosland進行役は、スコープ、原則、および予防対策・資金および技術支援のニーズへの対応を提示する必要があると強調した。一方、締約国は、REDD+メカニズム設置; 段階的アプローチ; クリーンな制度的アレンジ; 科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA) 作業計画について把握することが特に重要だと強調した。一部の締約国は、議長に決定書の草案作成を委任することに不快感を示し、それにかわって議事録の作成を要請した。

BAPサブパラグラフ 1(b) (iv) (セクター別アプローチ及びセクター別の活動): 本件はAnnemarie Watt (オーストラリア)が進行役を務める草案グループで討議された。焦点となったのは、条約4.1(c) (技術移転)の実施強化に向けたセクター別アプローチ及びセクター別活動の全体的な枠組み、バンカー燃料および農業であった。

全体的な枠組みについては、自主的かつ条約の規定や原則に沿ったものであるべきだとの指摘があった。いくつかの締約国はこの案文に反対し、それによって緩和行動が制約を受けると主張した。セクター別アプローチ及びセクター別活動は締約国がさらに検討するために有益だとする代替的な案文がいくつかの締約国から提示された。バンカー燃料については、海運・航空部門の排出量を削減する必要性、国際民間航空機関 (ICAO) および国際海事機関 (IMO) の役割、ICAO及びIMOの作業をCOPに報告するよう奨励する件、海運・航空部門の排出削減からの収入の利用などに関する諸提案を中心に議論が行われた。

農業については、条約4.1(c)の実施強化、条約の関連条項および原則の尊重、支援的で開放的な国際経済システムの促進などがカンクンでの成果となるべきだと、強調した。

BAPサブパラグラフ 1(b) (v) (緩和行動の促進および費用対効果向上のための各種アプローチ): 本件に関する議論はTosi Mpanu-Mpanu (コンゴ民主共和国)が進行役を務めた。議論の焦点となったのは、カンクンでの決定書を実現するために大量に括弧書きの入ったテキストを簡略化することだった。決定書に盛り込むべき内容を検討することや、法的拘束力を有する合意に向けて必要な作業に専念すること、市場および非市場ベースのアプローチ間のバランスの確保などが必要だとの意見があがった。非市場ベースのアプローチに限って議論する方が良いとの意見が一部の国々からあがった。また、市場と非市場ベースのアプローチに関する文章を分離させるといったテキスト簡素化の方法についても検討がなされた。この進展はAWG-KPの下でのメカニズムに関する行動にかかっていると幾つかの締約国が主張した

が、メカニズム発足と市場および市場の準備態勢に関する作業計画の策定を求める意見もあった。改訂版テキスト案をAWG-LCAに送付することが合意された。

BAPサブパラグラフ1(b)(vi) (対応措置の影響): Crispin D' Auvergne (セントルシア)が進行役を務めた。対応措置の実施の影響に係わる問題に対応するため、常設フォーラムについては、フォーラム設置の必要性や設置した場合の体制や機能に関する問題、個別のフォーラム設置ではなく既存のメカニズムを活用する可能性、途上国での影響に限定して検討すべきかどうかという問題が検討された。

貿易関連措置については、特に途上国の輸出に係わる国際貿易に影響を及ぼすような措置や気候変動貿易関連措置での国際的コンセンサスの必要性や、先進国が講じる気候変動貿易関連措置が途上国に緩和の負担を移転したり、途上国の社会経済的発展を制限したりしないよう確保する必要性について議論された。議論の内容は、交渉テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/14)の修正という形で反映された。

適応: Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) が進行役を務める草案作成グループは、適応行動強化を図る制度上のアレンジのオプションに焦点を当てた。損失および損害対応メカニズム、途上国、特にLDCsおよび小島嶼後発途上国 (SIDS) 向けの援助、報告書作成についても議論した。

多数の締約国が、条約の下での適応委員会の設置を支持した。これら締約国は、提案されている委員会の機能を列記した新しい文書を提出し、この委員会を条約の資金メカニズムとリンクさせ、提案されている新しい基金に助言することを提案した。他の多くの締約国は、そのような委員会設置が必要だとは納得していないと発言し、条約の下での既存の制度アレンジおよび専門性の強化と更なる活用を引き続き支持した。

締約国は、国内の制度アレンジについても議論した。一部の締約国は、途上国締約国による国内レベルの適応認定制度アレンジの強化および確立を支援するよう、先進締約国に要請するとのオプションを希望した。他の締約国は、全ての締約国に国内レベルの制度アレンジの強化および確立を求め、政策規範性の薄いオプションを希望した。2つのオプションの主要要素を統合し、国内レベルの制度アレンジ「の認定を確立する (establish designated)」とする、もしくは「を確立もしくは認定する (establish or designate)」という表現の違いを残す、妥協的文章で合意した。

締約国は、損失および損害への対応に関する2つのオプションについて議論した。一部の締約国は、脆弱な途上国における気候変動の影響に関わる損失および損害に対応する国際メカニズムの設置を支持し、このメカニズムの詳細な機能をリストアップした。他の締約国は、この問題に関する新しい文章を提案し、その中で気候変動の悪影響に伴う損失および損害について理解しこれを削減するための国際協力および専門性を強化する必要性を強調した。

締約国は総じて、適応枠組の下での適応行動の強化を支持し、LDCsによる国家適応行動計画作成および実施のプロセス確立を支持した。しかし、そのような目的での資金援助および技術支援を行うプロセスを設置する必要があるかどうかでは、意見が分かれた。

締約国は、適応支援に関する2つのオプションについて議論した。一部の締約国は、先進国が途上国締約国に対し、適応行動実施を目的として、長期的で規模を拡大した新しい追加的かつ予測可能で無償ベースの資金供与を行い、技術、保険、キャパシティビルディングのための支援を行うというオプションを希望した。他の締約国は、先進締約国および先進的附属書II締約国に対し、途上国での適応努力に対する資金的、技術的、キャパシティビルディングのための支援の規模の大幅拡大を求めるという第2のオプションを志向した。

報告作成に関し、一部の締約国は、次のことを行う必要があると強調した：適応行動のための活動、提供され受け取った援助について報告する；透明性、相互信頼性、確固としたガバナンスを確保する。他の締約国は、支援不足や違いを明らかにするため、提供された支援について報告し、経験および学習に関する情報提供の必要性があると強調した。

事務局に適応枠組支援を求めるパラグラフに関し、一部の締約国は、UNFCCCプロセスが適応に対応する主要フォーラムであることに賛同し、適応枠組の実施および適応委員会支援を事務局に要請するとの文章を提案した。他の一部の締約国は、この文章に反対した。

議論内容に基づく交渉文書の改定が行われ、「適応に関する行動強化」に関する進行役メモと共に、AWG-LCAに送られる。

資金、技術、キャパシティビルディング：この議題項目は一つの草案作成グループで議論された。資金に関する草案作成グループおよびスピノフグループの議論ではBurhan Gafoor（シンガポール）が進行役を務め、技術およびキャパシティビルディングの議論ではMaas Goote（オランダ）が進行役を務めた。

資金：主に、新しい基金の設置、組織構成、長期資金、支援のMRV、地球環境ファシリティー（GEF）の役割について議論した。

新しい基金に関し、途上国数カ国は、資金規模と資金源を決定する必要があるとし、基金はUNFCCCプロセスの一部とすべきだと強調した。これら諸国は、この基金のガバナンス構造はCOPの下で機能することとし、明確に規定される監督メカニズムを有し、締約国をバランス良く公平に代表するもので構成されることを求めた。一部の締約国は、この基金をMRVの対象とすべきだと指摘した。バングラデシュ、EU、LDCs、G-77/中国、米国の5つの締約国グループから、基金およびその監督組織に関する文書（FCCC/AWGLCA/2010/MISC.6/Add.1）が提出された。

締約国は、新しい基金の運営および設計に関する数件の提案について協議した、この中のEU案には、既存の制度またはメカニズムを補足する基金、異なる主題の窓口設置の可能性、世界銀行を資金受託者とする、基金を設計するアドホック委員会の設置が含まれる。基金設立プロセスに関し、米国は、財務

閣僚を暫定ワーキンググループ会議に招請し、全締約国に開放される財務閣僚中心の一連の会議開催を提案した。G-77/中国の提案は、資金に関するアドホック委員会または常設委員会の設置、COPに対する定期的な支援提供を想定する。

締約国は、監督機能を持つ新しい組織に関する決定書とするか、それともそのような新しい組織に予断を与えない決定書にするかについても議論した。

早期開始資金について、締約国は、カンクン決定書で言及するかどうか検討した。一部の締約国は、AWG-LCAのマンドートの外だと指摘したが、別なものは、早期開始資金に関する別な決定書の作成を提案し、チャンネルや資金源、特性も盛り込むよう求めた。締約国数カ国は、カンクン決定書における早期開始資金への序文での言及に柔軟な姿勢を示した。

長期資金に関し、多数の締約国が、新しい、追加的で適切、予測可能な資金の必要性を強調し、主に公共部門の資金源から提供される資金を評価する必要があると強調した。他の締約国は、「単純なパーセンテージの数値」の提案に警告を発した。財政支援のMRVに関し、一部の締約国は、途上国への財政支援をレジストリに記録するのではなく、既存の国別報告書システムを活用し、その上に構築するよう主唱した。一部の締約国は、GEFを資金メカニズムの運用組織として再確認することを支持したが、他のものは、GEFの改革を進め、条約にもっと対応することを主唱した。

共同進行役は、新しい基金および新しい監督組織に関して決定書草案に盛り込む要素を記載する覚書をAWG-LCAに提出した。この覚書では、主要要素として特に、要点/原則、方法、設計プロセス、ガバナンス、事務局、理事会、報告作成、資金に関する常設委員会もしくは新組織、既存の制度活用、法的拘束力のある成果文書に基金および常設委員会を盛り込むことを挙げている。

草案作成グループの最後の会議で、ある締約国は「誠実さの姿勢」を求め、たとえその他の問題で進展が見られない場合でも、カンクンでは、資金をバランスの良いパッケージに入れるよう求めた。一部の締約国は、自国の提案が適切に反映されていないと批判し、共同進行役の覚書と締約国提出文書記載の提案との関係について、脚注で明確に言及するよう求めた。他の締約国は、覚書は有用であり、議論されたオプションを具体的に示していると主張した。

技術：議論の焦点は、技術執行委員会(TEC)のマンドートと構成、そして資金アレンジとの関係であった。締約国は、提案されている気候技術センターおよびネットワーク(CTCN)についても議論した。

TECのマンドートに関し、締約国は、TECのマンドートを決定書の中で規定するか、それとも TEC自身に方法の構想を求める文書とするか議論した。TECと提案されているCTCNとの関係では意見の不一致があった：一案は、TECがCTCNを指導し、このためCTCNの委託条件も決定する；もう一案は両者は同等の立場に立つであった。

TECの構成に関し、締約国はその規模、技術的専門性と能力、任期について議論した。技術と資金の関係に関し、締約国は、TECの役割可能性、そして広範な政策提言を提供すべきか、それとも資金メカニズムと積極的にリンクさせるべきかを議論した。第IV章、パラグラフ8の改定を反映した、TECの構成およびマンデートの要点に関する文書草案が作成された。この文書には、マンデート、構成、専門的助言のセクション、さらには意思決定および組織上の問題に関する括弧書きのセクションが盛り込まれた。

締約国は、提案されているCTCNに関する展望や意見を交換した。このメカニズムを条約の内外のどちらに設立するかでは意見が分かれた。最後の草案作成グループ会議では、CTCNの構成およびマンデートに関する文書草案で意見の不一致が見られた。一部の締約国は、文書草案に関する懸念を表明し、「行われた議論の解釈を選び好みしている」と述べた。文書草案は、共同進行役の意見で構成され、最終結論または成果に予断を与えることのないよう改定を行った上で、AWG-LCAに送られた。

キャパシティビルディング：締約国は次の問題を議論した：キャパシティビルディングに関するカンクンの結論がどのようなものになるか；制度上のニーズ；AWG-LCA文書全体にキャパシティビルディングをどう反映させるか；実績指標の必要性。一部の国は、キャパシティビルディングに関する特別な章を作成し、新しいニーズや、文書の他のセクションでは省略されている問題を取り上げることが強調したが、他の締約国は、キャパシティビルディング文書全体に取り込むよう希望した。新しい制度が必要かどうかについては、異なる見解が表明され、一部のものは、既存の制度活用を希望した。一般的実績指標に関し、一部の締約国は、キャパシティビルディングではあまり利用できないとし、プロジェクトベースの指標が適用可能だと強調した。

共同進行役のGooteは、意見が一致した次の分野に焦点を当てた：現在の枠組強化；キャパシティビルディングのカンクン成果文書への記載；全てのキャパシティビルディング問題対応でのギャップをなくす；キャパシティビルディングと他の主題分野との相互関連性を統合；キャパシティビルディング決議の完全かつ効果的な実施を確保。

締約国は、AWG-LCA交渉文書中のキャパシティビルディングへの言及を強調する、事務局作成ペーパーについて検討した。一部の締約国は、合意されない文書からの抜粋で、このグループでの議論の土台とすべきでないとした。これら締約国は、キャパシティビルディングに関する技術パネル、その委託条件やマンデート、キャパシティビルディングの範囲などの分野に焦点を当てるよう求めた。

最後の草案作成グループ会議では、共同進行役覚書の議論で意見の不一致が浮上した。一部の締約国は、この覚書は「意見の一致する分野 (Areas of Convergence)」という題であり、制度上のアレンジやキャパシティビルディングに関する別個の章など意見の不一致がある問題に言及していないことへの懸念を表明した。

合同草案作成グループ会合で、Gooteは、ペーパーに反映させるべき内容について意見が別れたため、この文書はAWG-LCAに提出されないと説明した。結局、締約国は「キャパシティビルディングの論点」と題する進行役覚書を提出することで合意し、「キャパシティビルディング」を手中に収める最善の方法について、積極的な議論を続けると記載した。

閉会プレナリー：AWG-LCA閉会プレナリーは、土曜日の夕方に開催された。AWG-LCA議長のMukahanana-Sangarweは、成果文書要素に関する協議の議長報告書を提出し、この中で、決定書パッケージの構成要素となりうるもののうち進展が必要なものを列記した。同議長は、一連の決定書草案での合意は近いが、これでAWG-LCAの成果に予断が加わるわけではないと説明し、両AWGsは2-トラック手法を尊重すると述べた。このリストは、共有ビジョン、適応、緩和、資金、そして技術とキャパシティビルディングの各項目で構成される。

メキシコは、BAPの下での先進国の緩和とAWG-KPの下での約束との関連性に関し協議し、法的拘束力のある合意に予断を与えることなくカンクンで決定を行う方法についても協議したと報告し、全ての交渉グループおよび代表団と協議することはできなかったと述べた。同代表は、大半の締約国が法的拘束力のある合意と決定書パッケージの整合性を強調したと指摘した。

議長のMukahanana-Sangarweは、市場経済移行国および条約の認める特殊事情を抱えた諸国との協議が継続すると述べた。同議長は、Shin Yeon-Sung（韓国）がAWG-LCAおよびAWG-KP間の共通関心事に関する非公式協議を続けると報告した。

同議長は、新しい基金および組織の資金に関する締約国提出文書 (FCCC/AWGLCA/2010/MISC. 6/Add. 1)、COP 16成果文書作成に関する各議題項目について締約国が提出した追加文書

(FCCC/AWGLCA/2010/MISC. 6/Add. 2) を提出した。議長のMukahanana-Sangarweは、草案作成グループおよびスピノフグループでの進捗状況を文書草案または進行役覚書に記載すると説明し、事務局作成の情報文書にもまとめられると説明した。同議長は、AWG-LCA交渉文書が交渉の土台であることには変わりはないとし、バランスの良いパッケージにするため、カンクンでは天津で進展がなかったものに焦点を当てる必要があると強調した。

多数の締約国が、議長報告書、文書草案および進行役覚書を含め、草案作成グループの成果文書の立場を明確にするよう求めて、意見を発表した。南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、BAPサブパラグラフ1(b) (i)および1(b) (ii)に関する草案作成グループ進行役覚書の構成に懸念を表明した。同代表は、これら覚書の題目や構成は締約国があたかもこの問題の実質審議に入ることができ、文書草案の作成に参加したような印象を与えると述べた。同代表は、サブパラグラフ1(b) (i)について、G-77/中国は草案作成グループの議論で提案された構成を拒否したが、進行役覚書では拒否された構成が保持されている

と述べた。同代表は、このためG-77/中国はこの文書を受け入れられないと述べた。これに対し事務局は、文書の題目を「議論された問題に関する進行役の理解」に変更するよう提案した。文書には内容を明示する冒頭文書をつけ、さらに次の文章を入れる：進行役の理解は、今回合中、緩和に関する草案作成グループで行われた各種ステートメントに基づく；これらの理解が交渉に影響を与えることはない；交渉は文書（FCCC/AWGLCA/2010/14）（交渉文書）を土台として継続し、締約国の立場に予断を与えることはない。事務局代表は、サブパラグラフ1(b)(i)に関する覚書の副題を削除すると述べた。

中国は、多様な草案作成グループ進行役が作成した各覚書の立場を明確にするよう要請し、これらの覚書は何の法的立場もなく、締約国の見解を示すわけではなく、将来の交渉の基礎となるものでもない、今回の会合の回想録に過ぎないと理解していると強調した。また同代表は、成果文書要素に関する協議の議長報告が、今後作成される予定の情報文書に含まれるかどうか質問した。議長のMukahana-Sangarweは、現在の交渉文書が今後の交渉でも引き続き議論の土台になると明言し、全ての進行役覚書に冒頭文書をつけ、法的立場のない文書と明記すると述べた。同議長は、議長報告は情報文書に含まれず、法的立場も持たないと付言した。

シンガポールは、議長報告書は全ての意見を網羅したものでも包括的なものでもないが、水曜日のAWG-LCA進展確認コンタクトグループに提出されたものよりは良いと述べた。同代表は、報告書が法的拘束力のある成果文書の必要性に言及していることへの満足意を表明したが、この言及をさらに強めるべきだと述べた。またシンガポールは、AWG-LCAの作業は条約の原則ならびにBAPの規定に基づくべきだと強調し、「大気スペースへの公平なアクセス」など「革新的な概念」がプロセスを前進させるだろうと述べた。

トルコは、バランスのとれた一連の決定書を構成しうる要素に関する議長リストは前進を図る優れた枠組だと述べた。G-77/中国は、カンクンでは交渉文書に関して作業する必要があると述べた。この交渉文書が交渉の土台となると述べた。

閉会ステートメントで、グレナダはAOSISの立場で発言し、COP 16では南アフリカでのCOP 17で合意されるとの確信やモーメントを高め、包括的かつ野心的な成果を出すよう求めた。同代表は、京都議定書の第2約束期間と同時に、法的拘束力のある制度もこのプロセスから出てきてほしいと強調した。同代表は、基金創設という「象徴的行動」が、「別な場所でおきていることの人質にされる」として懸念を表明した。

イエメンはG-77/中国の立場で発言し、包括的、野心的、法的拘束力のある成果という全体目標を損なうことなく、2つの交渉トラックのバランスをとるよう求め、各交渉トラック内でバランスのとれた決定を行うよう求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、全ての主要排出国の緩和貢献を盛り込む、永続的で公平、効果的な法的拘束力のある成果を求めた。同代表は、新規かつ最新のプレッジの提出を認め、プレッジを理解するプロセスの開始決定を求めた。アンブレラグループは、早期開始資金を支持する立場を表明し、透明性の役割を強調した。

韓国は環境十全性グループの立場で発言し、柔軟性とNAMA登録簿での進展を求めた。韓国は、COP 18の開催に関し、カタルととの二国間協議を続けていると指摘した。エクアドルはALBAの立場で発言し、先進国がさらに大きな約束をする必要があり、条件付けの交渉は認められないとし、交渉では透明性が必要であり、全ての締約国が参加する必要があると述べた。

レソトはLDCsの立場で発言し、カンクンでは、最終的には法的拘束力のある合意に結びつくべき一連の決定で、BAPの全要素に適切に対応するものを作成し、画期的成果を収めるよう求めた。コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、特に排出削減量の世界目標や緩和、適応、技術、キャパシティビルディングの目標を盛りこんだ共有ビジョンの成果を求めた。パナマは中南米カリブ海グループの立場で発言し、AWG-LCAのマנדート拡大、作業終了を可能にし、法的拘束力のある合意を達成するため、作業計画を採択すべきだと述べた。中国はこの会議への出席に感謝し、中国はこの会議で出てきた排出量相殺措置をとる予定だと述べた。

ベルギーはEUの立場で発言し、多国間気候変動交渉プロセスへの信頼を取り戻すため、カンクンではバランスのとれた決定パッケージを達成することが重要だと強調した。同代表は、緩和やMRV、市場アプローチではあまり進展がなかったと嘆き、カンクン会議は法的拘束力のある合意に向け動くべきであり、次のステップを決定すべきだと強調した。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、適応やキャパシティビルディングなどの分野での「後退」に懸念を表明した。同代表は、BAPの全要素のバランスをとる必要があると強調した。

締約国は、今回の会合報告書 (FCCC/AWGLCA/2010/L.5) を採択した。議長の Mukahanana-Sangarweは、カンクン会議が終わるまで、このグループの作業の指導を続けると約束した。同議長は、参加者の協力とサポートに感謝し、午後10時22分、会議閉会の槌を打った。

京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ

月曜日午前中、議長のJohn Ashe (アンティグア・バーブーダ) は、Adrian Macey (ニュージーランド) を副議長、Miroslav Spasojevic (セルビア) を報告官とする会議の開会を宣言した。締約国は、議題書 (FCCC/KP/AWG/2010/12) を採択し、作業構成書 (FCCC/KP/AWG/2010/13) で合意した。議長文書に関する締約国提出文書も提出された。(FCCC/KP/AWG/2010/MISC.6)

開会ステートメントで、イエメンはG-77/中国の立場で発言し、附属書I排出削減目標の規模に関する結論書採択が遅々として進まないことに対する懸念を表明した。同代表は、附属書I締約国の第2約束期間に関する主張を続け、現在の約束では不十分だと強調し、現在の文章を交渉のベースとすべきだと述べた。

ベルギーはEUの立場で発言し、野心的な2013年以降体制を求め、京都議定書の不可欠要素を組み込む一つの法的拘束力のある合意を希望すると強調した。他方、同代表は、法的拘束力のある世界的合意の一部となる第2約束期間については柔軟な姿勢を強調し、附属書I諸国で京都議定書の締約国でない国および他の主要排出国が排出削減量の「公平な負担」を強調した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、全ての主要経済国が参加する、永続的で公平、効果的で包括的な成果文書なら、その一端を担うことを約束した。同代表は、規則や広範な2013年以降の成果文書が明確になるまでは、数値のさらなる明確化はできないと述べた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、下記の点を求めた：1990年を単独の法的拘束力のある基準年とする5カ年の約束期間で合意する；LULUCF算定規則で合意する；余剰割当量単位(AAUs)の扱いでは、実施可能な方法を規定する；緩和約束の排出量制限および削減の数量目標(QELROs)への転換では、透明性のあるプロセスで合意する；全体の野心レベル引き上げを図る。

スイスは環境十全性グループの立場で発言し、LULUCFの算定規則、約束期間の長さ、ガスのバスケット、余剰AAUs繰越などの規則を明確にし、野心レベルに影響するオプションを明らかにするよう求めた。

レソトはLDCsの立場で発言し、カンクン会議では野心的で法的拘束力のある成果文書の土台となりうる具体的で達成可能な成果に向け、努力する必要があると強調した。同代表は、LULUCFの取り扱いに関するガイドラインやクリーン開発メカニズム(CDM)プロジェクトの地域配分改善を目的とする規則の最終決定が必要だと述べた。

ベリーズはSICAの立場で発言し、約束期間でのギャップ発生を避ける必要があると強調した。エジプトはアラブグループの立場で発言し、第2約束期間での合意が最優先課題であり、このためには、全ての締約国が責任を負うという前提条件から離れる必要があると述べた。ボリビアはALBAの立場で発言し、「京都議定書排除の動き」がAWG-KPの作業の緊急性を損ねていると嘆き、カンクンでのCOP/MOP 6で結論を出す必要があると述べた。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、第2約束期間およびそれに続く約束期間を設置する必要があると強調した。同代表は、さらに次のように述べた：LULUCFの交渉取りまとめの約束に焦点を当てる；約束期間でのギャップ発生の可能性に関し、法的オプションを探求するよう求める；小中規模のCDMプロジェクトの規則および方法論採択にむけ努力を続けるよう求める。

BINGOsは、両AWGsに共通する懸念問題について協議する努力を奨励し、両者の関係や重複の問題は依然として混乱のもとであり、ビジネス部門は約束および約束を達成するために利用可能な手段を明確にしてもらう必要があると指摘した。ICLEI持続可能な地方自治体は、地方自治体や行政当局の立場で発言し、地方レベルで成功した気候行動の規模拡大を図るべきと強調した。YOUNGOsは、参加者は「より良い生活、より良い世界のため戦うべく」ここにいるのだと強調した。

気候変動に関する先住民フォーラムは、UNDRIPに規定する先住民の権利を認め；LULUCFの抜け道を塞ぎ；市場ベースではなく資金ベースの手法を用いる京都議定書の下の拘束力のある成果を求めた。気候行動ネットワークは、早急な緩和が最善の適応だと述べ、7-10ギガトンのギャップを埋めるよう求めた。労働組合は、附属書I諸国に対し、労働者を尊重する低炭素経済への移行を求めた。

附属書I締約国の更なる約束：この問題は、月曜日のプレナリーで最初に議論された。AWG-KPの作業の中心は、議長文書（FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2）に記載されるオプションを絞り込むことであった。本議題項目に関し、締約国は、プレナリー会合を開き、次の問題に関するコンタクトグループ会合および非公式協議を開催した：

- Jürgen Lefevere (EU) およびJanine Coye Felson (ベリーズ) が共同議長を務める附属書I締約国の排出削減規模に関するグループ（「数値」グループとも呼ばれる）
- Gerhard Loibl (オーストリア) とDaniel Ortega (エクアドル) が共同議長を務める法律問題に関するグループ、このグループの議題には議定書の第1約束期間（2008-2012年）とその後の約束期間との間でのギャップ発生の可能性が含まれる。
- AWG-KP副議長のAdrian Macey (ニュージーランド) が議長を務める「その他の問題」のグループ、この議題には、LULUCF、柔軟性メカニズム、方法論問題が含まれる
- Andrew Ure (オーストラリア) が議長を務める気候変動対応措置の影響結果可能性に関するグループ

各グループは議論を終了し、改定文書議長案（FCCC/KP/AWG/2010/CRP.3）を送った、この文書には、今後も引き続き交渉の土台となる一連の決定書草案が含まれる。下記のセクションでは、これらの問題の議論と結論を紹介する。

附属書I排出削減量：この問題の議論（FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2, Chapter I）は、月曜日の「数値」コンタクトグループの会合から始まり、この1週間を通して、非公式協議およびコンタクトグループで議論が続けられた。

事務局は、プレッジのQELROs変換問題に関するテクニカルペーパー（FCCC/TP/2010/3）を提出した。オーストラリアは、プレッジのQELROs変換をする前に、規則や法的オプションを明確にすべきだと強調

し、ニュージーランドは、締約国のプレッジは異なる想定条件に基づくと指摘した。ボリビアは、プレッジのQELROs変換前に規則を明確にするかどうかで、大気の見方が変わるわけではないと強調し、提出されたプレッジは現在の排出レベルから10%削減するにすぎないと強調した。

ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言し、比較可能性を強調し、5年の約束期間を支持し、新しく登場する科学に呼応できるようにし、2020年より前の約束の深化を可能にするよう強調した。ロシア連邦は、コペンハーゲン合意における同国のプレッジは第2約束期間のプレッジではないと指摘した。中国は、ボトムアップ方式は附属書I排出削減目標の設定に不向きだと強調した。

余剰AAUs繰越に関し、事務局は、オプションの表を提出し、締約国はそれぞれの提案を明確に説明した。AOSISは、第1約束期間の余剰分で固定して約束を果たさなかった締約国に報償を与えることは避ける必要があると強調した。ロシア連邦は、繰越を排除するまたは制限するような提案はどれも京都議定書と合致しないと述べた。締約国は、事務局のペーパーに記載するオプションならびに他の締約国の提案について検討した、この中には野心レベルの向上、余剰AAUsの繰越ゼロ、AAU繰越にキャップを設ける、AAUsの繰越に課税するなどのオプションが含まれた。

議定書3.1条（排出削減の数量目標）のオプションに関し、事務局は、附属書I締約国全体の排出削減量のパラメーターに関するペーパーを提出した、このペーパーには%や基準年、約束期間の初年度と最終年度、最終年度、その他の要素が含まれる。クロアチアは、基準年のオプションに「COPの採択による」を含めるべきだと述べた。オーストラリアは、「1990年レベルより少なくともX%削減」するとのオプションを希望し、締約国が参照年度を明記できるなら、1990年を基準年と考えることも可能だと述べた。EUは、2020年までに1990年比30%減、2050年までに80-90%減とする集団目標を強調した。

基準年に関し、共同議長のLefevereは、一つの共通する基準年とすることで意見の一致が出てき始めた」と指摘した。同共同議長は、多数の締約国が各国国内目標の基準年である年度の反映を希望していると強調した。ミクロネシア連邦は、1990年を基準年として保持するよう求めたが、クロアチアとカナダは、締約国は異なる基本年度を持つべきだが、比較可能性のため共通する参照年度も設定できると述べた。

「その他の問題」グループとの合同会合で、EUは、更なる約束で合意する前にLULUCFの規則を決定することが重要だと繰り返し、多数の先進締約国がこれを支持した、ニュージーランドは、規則に大幅な変更がある場合は自国の目標を再計算する必要があると強調した。ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言し、LULUCFでの提案が算定や透明性に影響を与えるのではないかと懸念が残ると表明し、提案の量的な影響を検討する必要があると強調した。

柔軟性メカニズムに関する「その他の問題」グループとの合同会合で、AWG-KP副議長のMaceyは、炭素回収貯留(CCS)とCDM、標準化ベースライン、新しい市場メカニズム、認証排出削減量の割引率などでの審議状況を説明した。EUは、新しいメカニズムの規則の一貫性に焦点を当てる必要があると強調したが、ニュージーランドは、「深化した流動的な」炭素市場と他の問題の解決を目的とする市場の利用との緊張関係を和らげるよう求めた。

方法論バスケットの問題に関し、副議長のMaceyは、新しい温室効果ガスおよび地球温暖化係数に関する作業に焦点を当てた。多数の締約国が、温室効果ガスのオプションを議定書の附属書Aの下にまとめるよう提案した。

AWG-KPの閉会プレナリーで、共同議長のLefevereは、プレッジのQELROs変換問題の議論を通して、この問題の技術的、政治的な大きさへの理解が深まったと指摘し、余剰AAUs繰越オプションの議論からは異なるオプションの背後にある合理性や原則に関する理解が生まれたと指摘した。同共同議長は、基準年および参照年、および約束期間の数について意見が大きく集約してきたと述べた。同共同議長は、改訂版議長文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.3)の第1章が、カンクンでの今後の議論のベースになると強調した。

AWG-KPの作業計画から発生したその他の問題：土地利用・土地利用変化・森林：Marcelo Rocha（ブラジル）とPeter Iversen（デンマーク）がLULUCFスピンオフグループ(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2 Chapter II)の共同進行役を務めた。伐採木材製品に関するパラグラフ21について、締約国は、輸出される伐採木材製品をどう算定するか議論した。締約国は、CDMに伐採木材製品を含めるオプションを削除することで合意した。

森林管理の算定に関するパラグラフ11について、ツバルは、前の約束期間の平均値と比較した正味—正味の算定オプションを提案した。EUは、この提案では行動に関する長期的インセンティブが減少すると述べた。ニュージーランドとインドは、約束期間中の平均値では長期的な森林のサイクルが反映されないとして、懸念を表明した。オーストラリアは、どのオプションを選ぶにせよ、透明性が何よりも重要だと強調した。気候行動ネットワークは、歴史的なベースラインを希望し、予想ベースラインでは、締約国が森林管理から生じる排出量の増加を隠せるとし、これは歴史的な伐採率を使うことで改善できると述べた。

締約国は、森林管理の参照レベルに関する提出文書をレビューするとの提案文を提示した。締約国は、比較可能性と一貫性の問題ならびに提案されているレビュー手順から生じる課題について検討した。一部の締約国は、レビューの分析には時間がかかることから、レビュープロセスの提案は約束期間にギャップが生じることを意味するとして、懸念を表明したが、他のものは、そのようなギャップが生じると

は予想していないと述べた。QELROs設定の透明性を確保するかどうかに焦点が当てられた。締約国は、結果に一貫性がなかった場合のレビュープロセスの結末について検討した。

不可抗力に関するパラグラフ19について、締約国数カ国は、森林管理の算定で不可抗力を除外するための報告やレビュープロセス案に関し、プレゼンテーションを行った。これら諸国は、算定から不可抗力な排出量が除外されても報告には依然として入れられると強調した。他のものは、不可抗力規定は、一つの事象に使われるのか、それとも累積的なく乱事象にも使われるのかを質問した。一部の締約国は、管理された土地における自然のかく乱要素と人為的なく乱要素とを区別するのが課題だと指摘した。締約国は、不可抗力によるCO2以外の排出量の計算方法について、異なる意見を表明し、一部の締約国は、この定義を再度議論する必要があると提案した。

湿地に関する算定に関し、ベラルーシは、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の湿地に関するワークショップが近く開催される予定であり、その内容はSBSTAに報告されると指摘した。ブラジルは、算定が自主的に行われるなら、湿地が正味干上がる締約国は湿地を計算に入れず、正味水分が増加する締約国は計算に入れるだろうと警告した。気候行動ネットワークは、データの質を考えるよう提案し、そうすれば湿地の計算の義務化が可能だと述べた。ブラジルは、湿地からのCO2以外の排出量をどう考えるのか質問した。スイスは、締約国は完全な炭素の算定に向け動いていると強調した。

追加活動の基準年に関し、パプアニューギニアは、データが不適切なことから1990年を基準年とするには課題があると指摘し、EUは、一つの基準年というのは政治的に実現不可能だと強調した。ニュージーランドは、全ての活動で1990年を基準年とすることを支持した。

閉会プレナリーで、共同進行役のRochaは、議長文書にLULUCFの最新のII章が入れられていると強調した。同共同進行役は、この文書が今後の議論のベースになると述べた。

柔軟性メカニズム：スピンオフグループでは副議長のMaceyが議長を務め、柔軟性メカニズムの改善に焦点を当てた（FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2 Chapter III）。締約国は、CDMプロジェクトの地域配分、補足性、余剰AAUsの繰越、柔軟性メカニズムによる収益の問題について議論した。締約国は、柔軟性メカニズムによる収益の規定の拡大、そしてCDMプロジェクト活動の地域配分に関する文書のオプションを明確にし、多少改定した。また締約国は、メカニズムの利用継続を支持する新たな序文パラグラフを追加した。この改定は議長ペーパー（FCCC/KP/AWG/2010/CRP.3）に反映された。

方法論問題バスケット：方法論問題バスケット（FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2 Chapter IV）のスピンオフグループは、非公式協議および合同コンタクトグループ会合を行い、副議長のMaceyが議長を務めた。締約国は、新しいガスに関する報告、既存のガスを文書に入れることとの関連性、京都議定書附属書Aとの一貫性に関する提案について議論した。ある締約国は、実際の排出量の報告と、潜在的に可能な排出

量の報告との違いを強調し、文書ではこの点を明確にすべきだと述べた。IPCCグッドプラクティスガイドダンスに基づく補足的LULUCF方法論のオプションに関し、締約国は、LULUCFスピンオフグループとの協調を求め、数カ国は、約束期間以前に規則に関する合意がない場合のリスクを指摘し、この点に関する文章を提案した。また締約国は、基準年に関する文章のスリム化を行い、新しいGHGのリストを作成した。文書の改定は、議長文書（FCCC/KP/AWG/2010/CRP.3）の第IV章に反映される。

対応措置の潜在的な影響結果可能性：潜在的な影響結果可能性（FCCC/AWG/KP/2010/CRP.2 Chapter V）に関するコンタクトグループでは、Eduardo Calvo Buendia（ペルー）とAndrew Ure（オーストラリア）が共同議長を務めた。文書の中で意見対立が残っている部分が議論の中心となった、すなわち：潜在的な影響結果可能性を検討する常設フォーラムを設立するか、それとも国別報告書や実施に関する補助機関（SBI）でのレビュープロセスなど既存のチャンネルを利用するかである。

EU、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スイス、ロシア連邦は、既存のチャンネルの利用を希望したが、アルゼンチン、サウジアラビア、スーダン、中国は、情報を交換し協議を進める新しいフォーラムの設置を支持した。

アルゼンチンは、附属書I締約国の義務遵守の問題を議論するにはフォーラムを設置することが重要だと強調した。

スーダンは、この新しいフォーラムは国別報告書に報告されたものを実践するプラットフォームも提供すると述べた。ニュージーランドは、附属書I締約国は潜在的な影響結果可能性を回避するため、政策を実施する方法について報告しており、国別報告書にある情報は既に実践されていると指摘した。同代表は、提案されているフォーラムのレビュー機能に関し、既にSBIが国別報告書をレビューするマンドートを有していると強調した。スイスは、提案されているフォーラムの決定事項には明確なマンドートが欠けていると強調した。アルゼンチンは、一つのフォーラムに利用可能な全ての情報を集約させる必要があると強調した。サウジアラビアは、提案されているフォーラムは可能な限り費用効果の高い形で運営されるべきであり、SBIに合わせて1年に2回会合すべきだと述べた。

AWG-KPの閉会プレナリーで、共同議長のUreは、議論の結果、文書が変更されたわけではないが、スコープの概念では2つのオプションに何が伴うかを明確にしており、この点で進捗があったと述べた。文書は、議長文書（FCCC/KP/AWG/2010/CRP.3）のV章としてカンクンに送られた。

法律問題：この問題は、Gerhard Loibl（オーストリア）とDaniel Ortega（エクアドル）が共同議長を務めるコンタクトグループの会合で議論された。このグループでの意見が別れた主な分野の一つがAWG-KPのマンドートの問題であり、特に議長文書（FCCC/AWG/KP/2010/CRP.2 Chapter II）に記載される議定書3.1条（附属書I締約国全体の排出削減量）に関するオプションBがAWG-KPのマンドートの範囲

内かどうかが議論された。中国、サウジアラビア、ブラジル、ボリビア、アフリカン・グループなど、多数の締約国が、マンデートは3.9条（附属書I締約国の更なる約束）の改定の検討に限定されると強調した。オーストラリア、EU、スイス、ニュージーランドなど他の国は、議長文書にある全ての改定案について議論する必要があると強調し、経済全体の排出削減義務を負うにあたり、自国の約束に何が求められているかを明確にしなければならないと強調した。ツバルは、京都議定書の法的一貫性を確保するため、附属書B改定の結果として生じる改定を検討すべきだと強調し、ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言してこれを支持した。

この問題に関する議論が続けられ、AWG-KP議長のAsheは、COP/MOP 5はAWG-KPに対し締約国への提案を含めたCOP/MOP報告書をベースに議論するよう求めたと指摘した。同議長は、締約国に対し、自国の提出文書以外についても議論するよう要請し、これは必ずしも締約国の意見の一致を意味するわけではないと強調した。締約国は、結局、議論の参加がいずれかの締約国のオプション案支持と解釈されることはないとの理解に立ち、ガーナの提案をベースに実質的審議を進めることで合意した。

中国は、ブラジル、インド、ボリビア、サウジアラビアの支持を得て、AWG-KPのマンデートは議定書の3.9条に則り附属書I締約国の更なる約束を検討することであり、このグループの作業計画にはAWG-KPのマンデートから生じる法律問題も含まれるとする文章を、AWG-KPの報告書に反映させるよう要請した。

その後、締約国は、この文書の中で他のAWG-KPグループが議論していない問題について検討した。特に、4.2条および4.3条（約束の合同での遵守）の改定案について議論した。また締約国は、議定書のレビュー、特権と免責、遵守手順、発効に関する議定書9.1条および9.2条関連改定案についても議論した。AWG-KP閉会プレナリーで、共同議長のOrtegaは、締約国がAWG-KPのマンデートに関し多くの懸念を表明したと報告した。同共同議長は、一部の締約国がマンデートに関するそれぞれの意見を会議報告書に載せるよう希望したと指摘し、多数の締約国がこれらオプションの一部に関しては次回の会合でも議論を続けることを希望したと指摘した。

その他の問題：月曜日のプレナリーで、議長のAsheは、Shin Yeon-Sung（韓国）がAWG-LCAとAWG-KPに共通する関心事に関して、締約国との非公式協議を続けると指摘した。閉会プレナリーで、議長のAsheは、この協議が続けられると報告した。

非公式プレナリー：非公式プレナリーは10月8日金曜日に開催され、カンクンの成果要素について議論し、各締約国はそれぞれの意見を述べた。イエメンはG-77/中国の立場で発言し、カンクンでのバランスの取れた成果には附属書Bの改定版と附属書I締約国の更なる約束の定義が盛り込まれると述べた。締約国数カ国は、京都議定書第2約束期間の必要性を強調した。

オーストラリア、EU、ノルウェー、スイスは、京都議定書の約束をグローバルな法的拘束力のある合意の概念で枠づけることが重要だと強調した。オーストラリアは、カンクンの成果では次の点の進展を捕捉すべきであり、これらを含めることが可能だと述べた：第2約束期間に向け作業する意思；交渉のベースとなる文書；スケジュール；LULUCFおよびメカニズムなどに関する規則の明確化。

EUは、カンクンの成果には削減約束の明記、京都議定書の構造の継続確認、今後前進するための作業計画を含める可能性があるとして述べた。ノルウェーは、第2約束期間の約束決定で必要とされるパラメータについて議論し、合意の必要性があると指摘した。日本は、AWG-KPトラックでの交渉参加の目的はLULUCFやメカニズム関連の規則、方法論問題のバスケットについて進捗を見るためであり、これらのメカニズムが全ての主要排出国を含める一つの公平で効果的な合意枠組みの一部になると期待すると強調した。ニュージーランドは、最終成果文書は批准可能にする必要があると強調し、約束する前に規則で合意する必要があると強調した。

ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言し、京都議定書の基本構造を地球規模気候変動体制の構造の一部に統合するよう求めた。同代表は、次の点について決定すべきだと述べた：LULUCF算定規則；余剰AAUs；新しい温室効果ガス；附属書I締約国の排出削減の野心度を高める明確な方針；附属書I締約国による京都議定書への絶対的約束。ツバルは、提案されているLULUCFでは林業部門への助成金を作ることになると嘆き、こういったことはカンクンでのこの問題の合意を遅らせると指摘した。

南アフリカは、AWG-LCAとAWG-KPの両方の交渉トラックにまたがる決定書を提案し、この中で完全な気候変動パッケージ要素を捕捉し、締約国が2つの交渉トラックでの成果を目指して確実に努力するようにし、両方の交渉トラックの下で進展が見られた要素を確定するよう提案した。ロシア連邦は、AWG-LCA交渉トラックでの進展は十分でないとし、条約の下での世界的合意に確実性がないなら、自国が第2約束期間を支持する可能性は低いと強調した。

第3世界ネットワーク (Third World Network) は、締約国に対し、カンクンで第2約束期間の交渉を終らせるよう求め、劣弱で規制のない、自主的な排出削減体制に警鐘を鳴らした。国際排出量取引協会 (ITC) は、CDMおよび共同実施改善の問題に関し、「進展なし、もしくは進展が限定的な」状態だと指摘し、投資家は京都構造でのギャップの可能性について何の回答も得ていないと述べた。炭素市場および投資家協会はBINGOsの立場で発言し、明確な排出削減目標がないなら、ビジネス社会としては、少なくともCDMが第2約束期間の前、その間、およびその後も引き続き運用されるかどうか明確にしてもらう必要があると強調した。気候行動ネットワーク (CAN) は、附属書B締約国に対し、それぞれの排出量の算定を求め、カンクンに「抜け道のパッケージ (a package of loopholes)」を持ち込まないよう求めた。

閉会プレナリー：AWG-KP 14の閉会プレナリーは土曜日の午後に開催された。AWG-KP議長のJohn Asheは、この会議の目的は全ての問題で実質的な作業を進めることであり、文書のスリム化を図ることだと指摘した。同議長は、交渉準備推進のための議長提案文書の改定案（FCCC/KP/AWG/2010/CRP.3）を提出し、カンクンへ送る文書を取りまとめるため、この文書に関し、コメントがあれば10月31日までに事務局に提出するよう要請した。

イエメンはG-77/中国の立場で発言し、京都議定書の継続について、将来の気候変動体制に不可欠かつ基本的な要素であり、附属書I締約国の新しいQELROsの定義は、カンクンの成果の「礎」になると強調した。同代表は、カンクン会議は附属書I締約国がAWG-KPの交渉トラックを始めとする2つの交渉トラックの下で法的義務を達成する明確な約束を行って始めて、成功といえると強調した。

ベルギーはEUの立場で発言し、カンクンでの目標は次の項目で進捗を図り、結果を出すことであるはずだと述べた：附属書I締約国の更なる約束；京都議定書の構造の継続；法的拘束力のある成果を得るとの見地における次のステップ。EUは、京都議定書の基本要素を含めた一つの法的拘束力のある制度を希望すると表明したが、京都議定書の第2約束期間については、より広範で、より厳格かつ野心的な枠組みの一部となるのなら、より開放的な姿勢をとる用意があると表明した。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、第2約束期間の約束をする意思がないと宣言する一部の「主要プレーヤー」の行動を嘆いた。同代表は、附属書I締約国に対し、第2約束期間に関して合意し、「それぞれの責任を負う」こと、そして約束を守ることを求めた。ボリビアはALBAおよびパラグアイの立場で発言し、附属書I締約国がそれぞれの経済および政府に多くの柔軟性を与え、これを新しい約束の条件にするのは受け入れ難いと述べた。同代表は、交渉手順が十分尊重されていないと嘆き、法律問題コンタクトグループではAWG-KPのマנדートを変えようとする動きがあるとして、注目した。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、気温上昇を2℃以下で抑えるには第2約束期間での合意が不可欠だと協調した、LULUCFなどの分野では、その進展を歓迎した。

アンブレラグループは、LULUCFなどでの進展に勇気付けられたとし、将来の合意は法的拘束力があり、「主要なプレーヤー」が全て参加するものでなければならないと強調した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、一部の技術的問題では進展があったと指摘し、2020年までに1990年比45%削減を達成するには、附属書I全体の排出削減量をより野心的なものにする必要があると強調した。

レソトはLDCsの立場で発言し、次の項目で成果を出すよう求めた：LDCs、SIDS、アフリカでのCDMプロジェクト活動で得られる認証排出削減量の利用；柔軟性メカニズムによる収益の徴収制度をAAUsおよび除去量単位に拡大；柔軟性メカニズムによる収益の増額。

スイスは環境十全性グループの立場で発言し、カンクンでの成果における要素特定で意見が絞り込まれたと指摘し、締約国に対し、交渉のペースを加速し、柔軟なものにするよう求めた。同代表は、締約国によるLULUCFやメカニズムの規則改定は可能だとし、AWG-KPの下でのパッケージとAWG-LCAでの決定とのバランスをとる必要があると述べた。

炭素市場および投資家協会はBINGOsの立場で発言し、気候変動と戦うために必要な資金を動員するには民間部門がカギになると強調し、締約国に対し、透明性のある規制や資本展開のシグナルを民間部門に送るよう求めた。同代表は、附属書I諸国はCDMの改善など一定範囲の緩和オプションを持つべきだと述べた。

先住民問題の国際作業部会 (The International Work Group for Indigenous Affairs) は気候変動に関する国際的先住民フォーラムの立場で発言し、天津会議は実質的進展への高い期待感を持って始まったと指摘した。同代表は、このような希望が実現することはなかったと述べ、会合での進展のなさを嘆き、進展を図るよう締約国に求め、弱いものは進展を待ち望んでいると強調した。

気候行動ネットワークはENGOsの立場で発言し、AWG-KPとAWG-LCAとで共通する議論の場を求め、LULUCFの下で提案されている参照レベル手法に懸念を表明した。

AWG-KPは、会合報告書 (FCCC/KP/AWG/2010/L.6) を採択した。議長のAsheは、中国政府と天津市民に感謝し、午後5時14分、会合の閉会を宣言した。

非公式プレナリー

10月9日土曜日の非公式プレナリーで、メキシコの外務大臣でCOP 16およびCOP/MOP 6の議長に指名されているPatricia Espinosaは、公平かつバランスのとれた手法を採用し、全員が参加する透明性のある作業を約束すると強調した。同大臣は、バランスの取れた決定書パッケージの範囲に関し意見が分かっていると強調し、締約国に対し、新しい拘束力のある合意を志向する状況を作りだすよう求めた。同大臣は、適応と技術、健全な資金供与構造、森林保全の制度枠組、全ての国の能力強化パターン、共通だが差異ある責任と合致した緩和行動の深化を指摘した。

会議の簡単な分析

“Qiu Tong Cun Yi” (求同存異)

(小異を残して大同に就く)

故周恩来首相の言

カンクンへの期待感が大幅に縮小する中、この有名な中国の格言は、天津での気候変動会議出席のため到着した多くのもののさほど高くない目標を言い表している、12月のカンクンでの気候変動会議まで残された交渉日数は6日間のみとなった。国連気候変動枠組条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG-LCA) および京都議定書の下での附属書 I 締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG-KP) は、2009年12月のコペンハーゲン気候変動会議で作業を終わらせられず、両グループのマンデートが延長された。再結成された両グループのマンデートは、カンクンでの第16回締約国会議 (COP 16) および第6回京都締約国会合 (COP/MOP 6) でそれぞれの作業を終了させ、その成果を提出するよう求めるものとなっている。このため、天津での会議では、合意達成が可能な分野、ならびに目標達成のため合意達成が必要だと締約国が感じた分野の中でも、意見の集約が可能な問題を明らかにし、これに焦点を当てた。

下記の簡単な分析では、カンクンで何が期待されているかの観点から、天津会議の目的を検討し、多国籍主義への影響を探る。

カンクン会議前の最後の交渉の場

AWG-KPは、附属書 I 締約国の更なる約束に関する AWG-KP 議長草案をベースにした作業開始を目指した。この文書には附属書 I 締約国が達成すべき排出削減量規模 (いわゆる「数値」)、柔軟性メカニズムの改善、土地利用・土地利用変化・森林 (LULUCF) などでの多様なオプションが含まれた。この文書は、文中のオプションを、特に数値に焦点を当てて絞り込み、カンクンでのさらなる交渉を容易にすることを目的とした。AWG-LCAでは、議長の Margaret Mukahanana-Sangarwe が、会議前のシナリオノートの中で、AWG-LCAはカンクンまで残された時間内に達成可能なもの、COPに提出する成果内容をどうすべきかに集中して作業する必要があると指摘した。COP 16に対し、「バランスのとれた一連の決定書を提出する」という天津でなじみの格言は、このシナリオノートから発せられており、この言葉は「だれにも何かが」そして「どの問題にも何かが」あることを保証すると受け止めるものがいた。

目的に関してどれだけの進展があったかは、見るものにより意見が異なる。一部のものにとっては、AWG-LCA の交渉トラックでの進展は進みすぎており、これと比較した AWG-KP の進展は十分でない。別なものにとっては、その逆が真となる。AWG-KP では、京都議定書第 2 約束期間の約束期間の長さや基準年の問題では進展が限定的だったようだ。多数のものが、LULUCF の森林管理算定規則で合意すれば、数値で合意するために必要な明確さがでてくるとし、カンクンでの合意に手が届くとコメントしていた。しかし、実際の数値の問題では動きがなく、特に途上国締約国は、この 1 週間の進展は有用だが、十分というには程遠いとの見解を示した。

AWG-LCA での進展の評価は、白黒混ざった意見が多かった。技術や REDD+ では大きな進展があったと報じられたが、一部の締約国がこれまでの合意にバリケードを投げたり、逆行したりし始めたとして、嘆くものが多かった。ある REDD+ の交渉担当者は、「この問題はコペンハーゲンでもほとんど採択されそうだった、ところが今は一部のものがこれまでに達成された合意を無にしようとしているようだ」と述べた。技術の熱心な信奉者は、「最終的に技術に関する決定を採択する段になって、交渉のやり直しをすることがないように願いたい」とコメントした。緩和などその他の問題では、実質的にはほとんど議論されておらず、1 週間の大半を「どう議論するか議論」に明け暮れたと、あるいらだった参加者は述べた。

先に進めるこのような障壁があるが、多数の参加者は、「前向きな態度」と「じっくり聞こうとする」態度が、非公式議論の特徴だったとコメントした。ある途上国の参加者は、「まだコペンハーゲンの悪夢を克服できていない」と指摘し、4 月や 6 月のボン会議での緊張感を思い起こしていたが、「それでも全ての締約国が誠実に、そして透明性のある形で交渉しており、控えめながら楽観的に見ている」と述べた。

これはカンクン会議にとり何を意味するのか、実は多くのものがコペンハーゲンで実現したいとしていた法的拘束力のある制度の構築に向けた期待感が、他へ移ったことを意味する。最終成果文書がどういう様式になるかは明確でないが、多くのものは、少なくとも AWG-LCA が法的拘束力のある成果に向け努力を続けるとのシグナルをカンクン会議に送ることを期待している。このため、カンクン会議での焦点は、「全てのことで合意しない限り何も合意しない」から「シグナルを送るに十分なものを達成する」という、より現実に沿ったものへと移ってきた。

このことは、カンクン会議では外郭を示す一連の決定書を採択し、詳細は 2011 年、可能ならそれ以降に決定して、その詳細決定書に置き換えることを意味する。

バランスのとれた一連の決定書

これらの決定書の内容については、大きな意見のくい違いが表面化してきた。AWG-LCA では、多数の締約国が BAP の全要素に関する決定書を希望すると表明した。適応、技術、REDD+ に関しては十分議論さ

れた文書が存在するが、多数の先進締約国および途上国締約国は、先進国および途上国の緩和行動約束、これらの行動や約束に伴う計測や報告、検証（MRV）、およびこれらの行動実施のための途上国への支援に関するMRVについて、明確な合意に達しなかった場合、これらの行動全体で合意することはないと強調した。このため大半の国にとり、緩和はバランスのとれたパッケージの中心要素とならなければならない。

バランスのとれたパッケージのもう一つの要素は、決定書にどれだけの詳細が含まれるかに関係する。ある参加者は、「各ビルディングブロックで決定に至ったとしても、締約国は、他のものよりも大きく突出するブロックがないよう、たとえ十分な進展があったブロックでも、それ以上進展しないようにする必要がでてくる」と指摘した。大半の締約国は、緩和に関する合意を望んでいるが、詳細にみるとその程度は異なる。意見の不一致がある重要な分野の一つが、COP決定書の中に各国の緩和約束をどう記載するかである。このことは2つの問題を提起する、すなわち、全ての国の約束とするかそれとも先進国のみの約束とすると明記すべきか、そして京都議定書をどう「守り」、「抹殺される」のを防ぐかである。後者を達成するため、一部の締約国は、COP決定書に米国の約束のみを明記し、他の京都議定書の先進締約国の約束は締約国が採択する京都議定書の第2約束期間に対して明記し、その後両AWGsを横断する約束の比較可能性を確保するため、方法を探ることを支持した。この後者の問題は、バランス、すなわち2つの交渉トラックのバランスに関する第3の問題、両トラックでの進展に締約国が満足するようにするという問題に通じる。

AWG-KPでの進展には、先進締約国のための第2約束期間に関する合意が必要である。大半の途上国は、先進国が京都議定書の下で第2約束期間を採用するよう主張するが、大半の先進国は、全ての主要排出国が参加するAWG-LCAの下での一つの合意を志向する。このため、第2約束期間を主唱する締約国は、最低でも京都議定書の継続に関する明確なシグナルが必要だとする。あるベテランの参加者が言うとおり、「途上国のために議定書を十分生かしておく一方で、先進国には死んだも同然にしておく、基本的には生命維持装置をつけておく」ため、COP/MOPは一つの決定書を採択しなければならない。

大半の締約国にとり重要な検討事項の一つが、カンクンでの成果が一連の決定書であった場合、これらの決定書の採択で「2013年以降の気候変動体制の道筋を終わらせない」ためには どうすればよいかである。一部の参加者は、カンクンでの包括的な一連の決定書の実現は法的拘束力のある合意を「余計なものにさせないかとの危惧を表明した。たとえカンクンでの決定書が枠組みの外郭を示すものになったとしても、AWG-LCAの交渉成果の法律様式に予断を加えてはならず、法的拘束力のある合意の必要性を妨げ、これを無にするものであってはならない。懸念を抱いた参加者は、決定書でこの点を明確にするよう主張し、AWGsのマンデートはその作業を継続し、2011年の末に南アフリカで開催されるCOP 17およびCOP/MOP 7にそれぞれの成果を提示するよう再結成する必要があると主張した。

このため、このプロセスの経緯をつぶさに見てきた多くのものは、カンクンでの成果は大半の国を満足させるため、次のようなものにしなければならないと述べる：緩和、適応、資金、技術、キャパシティ

ビルディングに関する COP 決定書を含める；究極の目標は法的拘束力のある成果文書であると宣言する；この成果を達成するプログラムを確立する；京都議定書の継続を強調する COP/MOP 決定書を含める。

バランスがどうでてくるかはまだ不明である。締約国は、決定書に何を含めるべきか明らかにし始めたが、「共通の立場」を持つには至っていない。結果として、締約国には、望ましい決定書パッケージとこれら 3 つの目的とのバランスをどうとるか、オープンな議論を行う必要が残されている。

カンクン、南アフリカ、またはその後

カンクン会議では 2013 年以降の体制に関する交渉が終わらないとの受け止め方が広がり、AWGs を再結成し、そのマンデートを 2011 年まで継続しても、このプロセスに終わりはあるのかと疑問に思うものがでてきた。大半のものが望む最終成果は、法的拘束力のある制度だが、これはもともとコペンハーゲンで期待されていた成果である、今ではこれが 2011 年までにおきる可能性が低くなってきた。今後の進め方について、短期的なロードマップも長期的なロードマップも明らかにならない中、UNFCCC 事務局長の Christiana Figueres は、開会の辞の中で、世界が多国間主義を「終わりのない道」と見ることは防ぐ必要があると強調した。しかし報道の中には、天津の会議を一步後退だったとし、「終わりのない道」ではなく「行き止まり」だと報じるものもいた。

UNFCCC プロセスの外での二国間、地域内、多国間の努力に注目し、政治や官僚が危険な気候変動の影響から地球を守るという直近のチャレンジを邪魔しないようにすべきとの提案もあった。参加者は、UNFCCC プロセスの外での行動を支援し、（途中の道は違って、行き着くところは同じ）という中国のことわざを引用し、自分や子々孫々に安全な気候を確保するという行き着くところが同じなら、どういう経路をとるかは気にしないと述べた。

多くのものが、カンクン会議では多国間主義による気候変動の課題への取り組みは可能だとのシグナルを世界に向け発信して欲しいと希望し、UNFCCC およびその京都議定書が中心的役割を果たす 2013 年以降の気候変動体制構築に向け、短期のロードマップを設定し、これに従うことを希望する。これを達成するため、締約国は、緊急性や柔軟性の感覚を新たにして相互に努力するよう提案した。参加者が 7 週間後という短い期間に迫ったカンクン会議を前に、天津での梅江会議場での議論を終わらせようとする中、あるやけになった参加者は、「全てのゲームやら、上っ面だけの発言などどこかへ置いてしまえ、これまで 3 年間もたどってきた道を確実に成功させようじゃないか」と締約国に求めた。

今後の会議予定

気候変動と開発に関する第7回アフリカ開発フォーラム (ADF VII)：国連アフリカ経済委員会、アフリカ連合委員会、アフリカ開発便項が開催する会議は、気候変動の国際交渉におけるアフリカの参加推進を探求する。日付：2010年10月10-15日 開催場所：エチオピア、アジスアベバ 連絡先：Isatou Gaye



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg12/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

電話 : +251-11-554-3089 ファクシミリ : +251-11-551-4416 電子メール : igaye@uneca.org www :
<http://www.uneca.org/adfvii/>

IPCC-32: 気候変動に関する政府間パネルの第32回会合では、第5次評価報告書 (AR5) 作成の進展状況などの問題を議論する予定。日付: 2010年10月11-14 開催場所: 韓国、ブサン 連絡先: IPCC事務局 電話 : +41-22-730-8208 ファクシミリ : +41-22-730-8025 電子メール : IPCC-Sec@wmo.int www :
<http://www.ipcc.ch>

生物多様性条約(CBD) COP 10 : 生物多様性に関する条約の第10回締約国会議では、特に生物多様性喪失率の大幅削減という2010年目標の達成状況が評価される予定。これに先立ち、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の第5回締約国会議も開催される。(10月11-15日) 日付: 2010年10月18-29日 開催場所: 日本、名古屋 連絡先: CBD事務局 電話 : +1-514-288-2220 ファクシミリ : +1-514-288-6588 電子メール : secretariat@cbd.int www : <http://www.cbd.int/cop10/>

デリー再生可能エネルギー国際会議(DIREC) : 再生可能エネルギーに関する世界閣僚レベル会議の第4回会議であり、閣僚会議のほか、ビジネス間、ビジネス-政府間会議、サイドイベント、トレードショー、展示会などが行われる。日付: 2010年10月27-29日 開催場所: インド、ニューデリー 連絡先: Rajneesh Khattar, DIREC事務局 電話 : +91-98717-26762 ファクシミリ : +91-11-4279-5098/99 電子メール : rajneeshk@eigroup.in www : <http://direc2010.gov.in>

農業、食糧安全保障、気候変動に関する世界会議 : オランダ政府が主催する会議は、農業政策と排出量削減および適応の利益とを結び付ける具体的な行動について議論する。日付: 2010年10月30日-11月5日 開催場所: オランダ、ハーグ 連絡先: オランダ政府農業・自然・食品の質省 電子メール : agriculture2010@minlnv.nl www : <http://www.afcconference.com/>

気候投資基金 (CIF) 信託基金委員会および小委員会会議 : 世界銀行が主催する会議は、ワシントンで開催される。日付: 2010年11月8-12日 開催場所: ワシントン 連絡先: CIF administrative unit 電話 : +1-202-458-1801 電子メール : CIFAdminUnit@WorldBank.org www :
<http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/>

第22回モントリオール議定書締約国会議 (MOP 22) : この会議は2010年11月タイのバンコクで開催される予定。日付: 2010年11月8-12日 開催場所: タイ、バンコク 連絡先: オゾン事務局 電話 : +254-20-762-3851 ファクシミリ : +254-20-762-4691 電子メール : ozoneinfo@unep.org www :
<http://ozone.unep.org/>



11月G-20サミット：韓国が2010年G-20会議の議長国を務める。日付：2010年11月1-3日 **開催場所**：
 韓国、ソウル **連絡先**：G-20サミット議長国委員会 **電子メール**：G20KOR@korea.kr **www**：
<http://www.g20.org/index.aspx>

第16回UNFCCC締約国会議および第6回京都議定書締約国会合：SBIとSBSTAの第33回会議も同時に開催される。日付：2010年11月29日から12月10日 **開催場所**：メキシコ、カンクン **連絡先**：UNFCCC事務局 **電話**：+49-228-815-1000 **ファクシミリ**：+49-228-815-1999 **電子メール**：
secretariat@unfccc.int **www**：<http://unfccc.int/>

用語集

AAU	割当量単位
ALBA	われわれ米州人のボリビア連合
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ
AWG-LCA	条約の下での長期的協力行動に関するアドホックワーキンググループ
BAP	バリ行動計画
CCS	炭素回収貯留
CDM	クリーン開発メカニズム
COP	締約国会議
COP/MOP	京都議定書締約国会議
CTCN	気候技術センター、ネットワーク
GEF	地球環境ファシリティ
GHG	温室効果ガス
ICA	国際諮問分析
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LDC	最後進国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・森林
MRV	モニタリング、レビュー、検証
NAMA	国家適切緩和行動
QELROs	排出量制限および削減の数量目標

REDD	途上国における森林減少による排出量削減
REDD+	途上国における森林減少による排出量削減、保全を含める
SBI	UNFCCC実施に関する補助機関
SBSTA	UNFCCC科学的、技術的助言に関する補助機関
SIDS	小島嶼後発途上国
TEC	技術実行委員会
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Anna Schulz, Matthew Sommerville, Ph.D., and Kunbao Xia. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Tianjin Climate Change Talks - October 2010 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.